

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定によつて、三原市小泉土地改良区の解散を平成二十九年七月三十一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十九年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦